

あわらし農業委員会だより

2010.8



あわらし農業委員会
会長 毛利 純雄

会長就任のごあいさつ

この度、改選後の農業委員会総会におきまして、委員各位のご推挙により会長に選任いただきましたことは、誠に身に余る光栄であります。もとより浅学非才ではございますが、この重責を全うし大任を果たしたいとの思いを新たにいたしております。

さて、日ごろは農業委員会業務にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在の農村を取り巻く情勢は、農業者の高齢化、担い手の減少、遊休農地の拡大など、農業経営は極めて厳しい状況となっております。

このような農業情勢の中、われわれ農業委員といたしましては、農業者の公的代表としての農業委員会の役割を改めて確認し、地域農業の振興に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

今後とも、農業委員会活動へのより一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

新農業委員の紹介

あわらし農業委員会の改選が行われ、新たな農業委員26人が選出、選任されました。

(任期 平成22年7月1日から平成25年6月30日まで)



会長職務代理
石黒 賢一



長谷川 信枝



山岸 雄治



八木 義明



道地 正則



絹谷 忠典



龍田 照夫



長谷川 透



上出 儀作



北岡 治三



橘 嘉宏



藤井 康治



小西出 高男



初馬 憲駿



山本 喜平



桶谷 洋治



土田 好美



三上 秀夫



齋藤 一郎



田端 紀男



谷川 光雄



山口 志代治



澤田 明美



伊藤 忠雄



浅田 實

氏 名	住 所	担当地区 (ゴシック体は出身の行政区)
長谷川 信 枝	赤尾第 8 号38番地 2	赤尾
山 岸 雄 治	権世第 7 号16番地	清滝、鎌谷、柵、権世、権世市野々
毛 利 純 雄	蓮ヶ浦第22号16番地	橋屋、樋山、坂口、蓮ヶ浦、細呂木
八 木 義 明	舟津第11号 7 番地 2	舟津、二面
道 地 正 則	伊井第33号 2 番地 1	伊井、南稲越、北稲越、河原井手、池口
絹 谷 忠 典	北潟第39号 8 番地	北潟西
龍 田 照 夫	清間第 5 号26番地	清間、矢地、菅野
長谷川 透	御簾尾第 7 号15番地甲	東田中、瓜生、南疋田、北疋田、次郎丸、御簾尾
上 出 儀 作	山十楽第 9 号14番地	清王、山十楽、嫁威、柿原、山西方寺
北 岡 治 三	桑原第 9 号36番地	古屋石塚、桑原
橘 嘉 宏	番田第25号52番地	重義、番田、田中々、堀江十楽、布目
藤 井 康 治	中番第13号55番地	中番
小西出 高 男	井江葭第21号22番地 1	国影、井江葭、横垣
初 馬 憲 駿	北潟第27号28番地	北潟東、富津、浜坂
山 本 喜 平	沢第24号 3 番地 2	滝、青ノ木、宮谷、指中、沢
桶 谷 洋 治	吉崎 1 丁目108番地	吉崎
土 田 好 美	下番第 5 号 4 番地 1	下番、玉木
三 上 秀 夫	笹岡第20号14番地	中川、北野、北、前谷、笹岡、上野
齋 藤 一 郎	宮前第 6 号 3 番地 1	河間、宮前公文、北本堂、角屋、中浜
田 端 紀 男	高塚第39号 1 番地	山室、高塚
谷 川 光 雄	波松第28号81番地	波松、城、城新田、番堂野、十三
山 口 志 代 治	東山第44号11番地	東山、後山
澤 田 明 美	牛山第13号18番地	牛山、松影
石 黒 賢 一	上番第33号15番地	轟木、新田、東善寺、谷畠、根上り、上番、仏徳寺
伊 藤 忠 雄	大溝二丁目12番 6 号	新、古、新用、馬場、坂ノ下、千束、
浅 田 實	牛ノ谷第11号37番地 1	熊坂、下金屋、畝市野々、牛ノ谷

農業委員会の仕事

農業委員会は、農地の利用調整などを行う「農業委員会等に関する法律」により市町村ごとに設置される行政委員会です。数多く仕事の中で、日常的に取り扱っている業務を紹介します。



● 優良農地の確保と有効利用

- ①農地法に基づき、農地の所有権を移転したり、貸し・借りの権利を設定・移転する場合の審議と許可を行う。
- ②農地転用について審議し、県知事へ意見書を送付する。
- ③すべての**遊休農地**について利用状況を調査し、所有者に対する**指導や通知、勧告**を行い、遊休農地の解消を図る。
- ④農地パトロールにより**無断転用や産業廃棄物等の不法投棄の発生防止、解消**を図る。
- ⑤農地の**相続などの届出**を受理し、届出のあった農地の**利用促進のための斡旋**などを行う。
- ⑥農地の**賃借料情報**（地域別の平均額、最高額、最低額）を提供する。

● 認定農業者への農地の利用権設定などの促進

農地の所有者と耕作者からの申出をもとに市が「**農用地利用集積計画**」を作成し、農業委員会の決定を経ることにより、安心できる農地の貸し借りなどを図る。

● 農業者の声を積み上げた意見の公表、建議、答申

農業団体や農業者、集落の声を行政や政策へ反映する。

● 農業者年金制度の普及

農業者の老後生活の安定のため、平成14年から新しくなった「**農業者年金**」を普及するとともに、加入を推進する。

農業者年金の特徴は

- ①**積立方式**で、加入者・受給者数に左右されない**少子高齢化に強い年金**です
- ②支払った保険料は**全額**、所得税・住民税の**社会保険料控除**の対象となります。
- ③**農業の担い手**には、国から**保険料の補助**があります。
- ④**終身年金**で、仮に、80歳に達する前に亡くなった場合でも、80歳までの年金受給額が保証されます。

● 農業・農業者に関する情報提供

全国農業新聞、市の広報・ホームページなどを活用することにより、農業者や地域住民に農業に関する正確な情報を提供し、制度の周知を図る。

「全国農業新聞」は農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門誌です。購読(月600円)のお申込みは農業委員会事務局(Tel73-8024)へご連絡ください。

ご存知
ですか?

農地転用許可制度

農地の転用には許可が必要です!

農地に勝手に家を建てたり、売買したりすることは農地法により制限されています。

● 農地転用とは?

農地を農地以外のものにする事で、住宅や倉庫、工場、道路、山林、駐車場、資材置き場などの用地に転換することをいいます。

● 対象となる農地は?

すべての農地が対象となり、登記上の地目が「田」または「畑」などの農地だけでなく、現在農地として利用している土地を含みます。**農地ではないと思っている土地でも、地目が農地となっている場合がありますので、ご注意ください。**

● 一時的な農地転用は?

農地を資材置き場や砂利採取場などとして、一時的に利用する場合も許可が必要です。

● 許可なく転用したら?

許可を受けずに転用したり、転用許可を受けても、計画どおりに転用しない場合は、農地法に違反することとなり、農地の権利取得の効力が生じないだけでなく、工事の中止や原状回復命令のほか、次のような罰則が適用される場合があります。

また、違反転用については、農地法等の一部改正により、県知事自らが原状回復の措置を講ずる行政代執行制度が創設されました。

- 1 違反転用
3年以下の懲役または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金
- 2 違反転用に伴う原状回復命令違反
3年以下の懲役または300万円以下
(法人は1億円以下)の罰金



● 農地転用の手続きは?



- ※ 申請書提出後、約2ヵ月で許可となります。
- ※ 農地が農業振興地域内に含まれている場合や集団農地などの場合は、転用できないことがありますので、あらかじめご相談ください。

**農地に関する手続き・相談は地区担当の農業委員または、
農業委員会事務局にお尋ねください。**

発行：あわら市農業委員会 福井県あわら市市姫三丁目1-1
TEL：0776-73-8024 E-mail：norin@city.awara.lg.jp